

業庫第1号(例)
2024年1月19日

代理店引受金融機関本部
御中
代 理 店

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

今般、デジタル庁において、2023年6月9日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、政府共通ネットワークにかえて新たな府省間ネットワーク(新名称:GSSG-Net)を構築し、2024年1月4日より運用が開始されたことに伴い、標記規程(昭和55年2月1日付国丙第2号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本件による事務取扱いの変更はありませんので、申し添えます。

以 上

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 国庫送金編 窓口3 2.(2)の注意事項(131ページ)①1.(注2)を横線のとおり改める。

(注2)送金請求官庁が財務省会計センターであって、受取人が国の職員の場合に、政府共通ネットワークGSS G-Net[※]で提供される電子メール中継サービスを利用した電信通知が行われることがある。

※ ~~中央省庁のLAN(Local Area Network)を相互に接続したWAN(Wide Area Network)ガバメントソリューションサービスを提供する基盤となるコアネットワーク上に構築されるネットワーク~~であり、省庁間で連絡情報交換を行う「電子メールシステム」などが運用されている。

- 国庫送金編 窓口3 2.(2)の注意事項(131ページ)①2.を横線のとおり改める。

- ・電文による通知……………略(不変)
- ・ファクシミリによる通知…略(不変)
- ・電子メールによる通知……………財務省会計センターは、政府共通ネットワークGSS G-Netで提供される電子メール中継サービスにより受取人が所属する官庁に国庫金送金通知書の情報を送信し、受信官庁は同情報を紙面に出力したうえ、同書面に日付、官庁名を表示した受付印を押し、責任者が証明して、受取人に交付する。